

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和5年7月27日（木）

午後1時30分～午後2時08分

場 所：湯河原町役場第2庁舎3階会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 貴田太史、西山清和、山田貴子、深澤里奈子

事務局及び出席者：富士川参事、大木学校教育課長、村松社会教育課長
露木学校教育課副課長、常盤社会教育課副課長、二見図書館長
二宮美術館長、神保学校教育課管理係長
村田社会教育課スポーツ振興係長、芹澤主事補

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和5年湯河原町教育委員会7月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、貴田委員、山田委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それではまず、非公開とする案件についてお諮りいたします。案件（1）議決事項 議案第18号 令和5年度就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の追加決定についてにつきましては、個人情報等を含む案件であります。次に（2）協議事項 協議第14号 湯河原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてにつきましては、議会の議決を経るべき案件で、未確定な要素がございます。次に報告（1）行政文書公開請求についてにつきましては、個人情報を含む案件でございます。以上の会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、この3件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和5年6月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和5年6月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

芹澤主事補 令和5年6月教育委員会定例会議事録につきまして、修正等はありません。

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等がございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和5年6月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、令和5年6月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第16号 令和6年度使用小中学校教科用図書の採択について

菅沼教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第16号 令和6年度使用小中学校教科用図書の採択についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

神保学校教育課管理係長 議案第16号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第16号 令和6年度使用小中学校教科用図書の採択について説明)

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第16号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和6年度使用一般図書（学校教育法附則第9条に規定する教科

用図書)の採択について

菅沼教育長 次に、議案第17号 令和6年度使用一般図書(学校教育法附則第9条に関する教科用図書)の採択についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 議案第17号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第17号 令和6年度使用一般図書(学校教育法附則第9条に関する教科用図書)の採択について 説明)

・特別支援学校用(小・中学部)教科書目録(令和6年度使用)及び一般図書一覧、一般図書契約予定一覧に掲載される図書の中から一般図書を採択する必要があるため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第17号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号 湯河原町指定重要文化財の指定解除について

菅沼教育長 次に、議案第19号 湯河原町指定重要文化財の指定解除についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

常盤社会教育課副課長 議案第19号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第19号 湯河原町指定重要文化財の指定解除について 説明)

・令和5年3月20日付で神奈川県指定無形民俗文化財に指定されたことによる(重複して指定できない)

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第19号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第13号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方策定の進め方について
菅沼教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第13号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方策定の進め方についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

大木学校教育課長 協議第13号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第13号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方策定の進め方について 説明)

・あり方策定の検討経緯、意見交換会の概要、今後の進め方 等

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。今後は一步踏み込んだ形に入っていきたいということですので、委員の皆様からは忌憚のない、自由なご意見をいただきたいと思います。あくまでスケジュール(案)につきましては、順序立てた中でのスケジュール案なので、このとおりに行くかはわかりません。あくまで目安としているものでございます。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

貴田委員 今後の進め方について、(1) 周知・意見聴取、(2) 協議・検討とあります。意見交換会の概要にありますように、当初は十分できるのではないかと考えていたと思います。十分でなかったというところで、もう一度踏み込んで進めていくというように内容が変更になりましたが、それによるスケジュール案の遅延というのも、当初の予定よりは考えられると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

富士川参事 昨年10月以降、各地域の方々や教職員、保護者の方々と意見交換をいたしまして、意見聴取したことで、事務局としては十分かなという考えを持っておりました。その後、総合教育会議の中で、出された意見が少ないのではないかとのご意見をいただきましたので、どのような方法でやろうかをご相談させていただいた中で、多少スケジュールに遅れはありますが、教育委員の皆様が意見が少ないということであれば、資料に記載のように、再度ホームページ等に「学校施設の適正配置に関する考え方」を掲載させていただき、記名方式でご意見をいただいたものを、またさらに集約しようという考えでございます。ですから、スケジュールとしましては、数カ月間遅れているような状況ではございます。

菅沼教育長 他に質疑はございますか。

西山委員 意見聴取の仕方について、ホームページや地方紙で広報すると書かれていますが、考えられる地方紙はどのようなものがありますか。それから、町の広報誌を使う予定

はないでしょうか。

富士川参事 地方紙につきましては、湯河原新聞、日刊相豆といったものに、ホームページ上で意見聴取をしておりますという周知をさせていただきたいと思っております。あくまでも意見をいただくのはホームページです。そして、スケジュール案では8月初旬からとさせていただいておりますので、町の広報誌には期間的に難しいので、掲載できないというものでございます。

菅沼教育長 日刊相豆は7月いっぱいという話もありました。ある程度その辺の周知は何らかの形でしていかなきゃいけない。以前にお話いただいた保育園とか未就学児の保護者に対しましても、周知の方法を何か考えていかなければいけないかなと思います。ご意見が少なかったというのも数値的には事実ですので、それを再度行うのと、周知を図って、さらなる意見をいただくことと並行して、次のあり方のそれぞれの細かいあり方をつくるための細かい項目を、このあり方の協議が始まったときのように、毎月毎月か1カ月おきになるかわかりませんが、定例会の中で、将来、あり方として冊子をまとめる項目を協議をしていきたいというのが1点です。

それから、山田委員から、幅広い世代への意見というのもございましたので、それはあり方のそれぞれの項目を教育委員会定例会の中で協議していく中に、そのような項目について横出ししてそういう方々に、これはあくまで例としてしか書いておりませんが、当然委員の皆様からご意見をいただきながら、いままで連携がとれていなかった世代の人たちと話し合いをしながら、そのご意見をいただきながら、教育委員会定例会の中で協議をしていきたいと思っております。ですから、進め方としても、皆さんに何度のご相談させていただかなければいけないかなと思っております。

この若者世代、移住の方々というのも、どのような位置付けでどのように出していったらいいのかというのがありますので、それはご相談させていただかなければいけないと思っております。山田委員、何かございますか。

山田委員 令和7年3月までと、期間はまだ1年半ぐらいあると思っておりますので、その間にも時代はどんどん変化していきだろかなと思うと、一度決まったことを変化させることへの恐れみたいなものを、この場のメンバーが取り払えるといいだろうなと思いました。

菅沼教育長 最初にスタートしたときは、令和6年度若しくは7年度あたりにスタートしたいということでしたけど、現在、具体的なあり方の原案を外にお示しできていない中で、原案ができて住民や保護者の皆さんにお示したときに、それがそのまま受け入れ

ていただけるというのは、当然あり得ない話であります。一応目安としてスケジュール感を出さなければいけないのであって、そこを目標にやるんですけれども、決定事項ではありません。将来の学校のあり方を考えるのに、2年や3年で原案をつくるというのは難しい、もちろん目標を立てなければ、いつまでもただらだらしてしまいますけど、皆さんのご理解をいただけるのかというところが難しいと思っています。スケジュール感については、ずるずるになってはいけませんが、遅れているから急がなきゃいけないという感覚は全く必要ないんじゃないかと思います。ですから、ここに令和7年1月にパブリックコメントとありますが、だからと言って、何が何でもそれでやるんだというのは事務局にはございません。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第13号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第15号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（公益財団法人かながわ考古学財団）

菅沼教育長 次に、協議第15号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（公益財団法人かながわ考古学財団）を案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 協議第15号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第15号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（公益財団法人かながわ考古学財団） 説明）

・財団設立30周年記念事業

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第15号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。次の承認の手続き

に入らせていただきます。

協議第16号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（神奈川県立歴史博物館）

菅沼教育長 次に、協議第16号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（神奈川県立歴史博物館）を案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 協議第16号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第16号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（神奈川県立歴史博物館） 説明）

・特別展「足柄の仏像」

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第16号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。次の承認の手続きに入らせていただきます。

協議第17号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（CROSS OVER 実行委員会）

菅沼教育長 次に、協議第17号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（CROSS OVER 実行委員会）を案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 協議第17号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第17号 湯河原町教育委員会後援等承認申請について（CROSS OVER 実行委員会）

・湯河原野外フェス2023 CROSS OVER

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第17号を挙

手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。次の承認の手続きに入らせていただきます。

報 告

(2) 令和5年度東台福浦小学校夏季プール開放事業について

菅沼教育長 次に、報告に入らせていただきます。(2) 令和5年度東台福浦小学校夏季プール開放事業について、事務局から報告をお願いします。

村田社会教育課スポーツ振興係長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、令和5年度東台福浦小学校夏季プール開放事業について 報告)

・目的、場所、期間、対象者、安全管理 等

菅沼教育長 報告が終わりました。私が言うことではないんですが、学童保育でプール開放をして、子どもさんがお亡くなりになった事故がありました。あつてはいけない事故です。運営主体は違いますが、気を付けていただきたいと思います。子ども会から要望があったんですね。

村松社会教育課長 福浦の子ども会から、このようにしていただきたいという意向があったことは伺っております。

菅沼教育長 何か質疑等はございますか。

貴田委員 校長先生から猿のことをお伺いしたんですが、最近は大丈夫なんでしょうか。

村松社会教育課長 学校が夏休みに入る前までは、学校側でブルーシートをプールにかけていました。いまもシートをかけてやっております。当然、塩素等は毎日注入しながら、オーバーフローできるように水を少し入れたりしながら運用しております。

富士川参事 プールに入ることはないんですけど、今年も東台福浦小学校の近くでは猿を見かけられております。

菅沼教育長 吉浜小学校学区の比較的吉浜小学校に近い地域では、5月・6月に相当数の猿が出ました。5月には湯河原小学校学区にも出ました。東台福浦小学校については、例年聞かれるような猿の出没については、いまのところないようです。他に何かございますか。

(3) 西湘地区教育委員会連合会教育講演会について

菅沼教育長 次に、(3) 西湘地区教育委員会連合会教育講演会について、事務局から報告をお願いします。

芹澤主事補 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、西湘地区教育委員会連合会教育講演会について 報告)

・サトシン 氏 (絵本作家) 「お話から寄り添う心と心」

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑等はございますか。

その他

菅沼教育長 次に、その他に入ります。委員の皆さん、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 事務局から、何かございますか。

事務局 なし

菅沼教育長 それでは、本日の秘密会を除く日程はすべて終了いたしました。